

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	
担当部局	国土交通省海事局外航課	電話番号： 03-5253-8618
	海上保安庁警備救難部国際刑事課	電話番号： 03-3581-1701
評価実施時期	平成25年4月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】海賊行為が多発している海域において、原油等の国民生活に不可欠であり、輸入に依存する物資の輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため。</p> <p>【内容】規制の緩和。特定警備に従事する者であって国土交通大臣の確認を受けた者が、国土交通大臣の認定を受けた特定警備計画に基づき海賊多発海域において特定警備を行う場合に小銃及び実包を所持することを認めるとともに、当該警備中における海賊の著しい接近時等の一定の場合に限り、警告等のため小銃を使用することを認めることとする。また、特定警備を適正に実施させる観点からの規制を設けることとする。</p> <p>【必要性】ソマリア海域において、小銃、ロケットランチャー等を用いた凶悪な海賊行為が発生しており、発生海域もオマーン沖・アラビア海にまで拡大している。これを踏まえ、2011年以降、主要海運国において、民間の警備事業者による小銃を用いた警備の採用が増加しており、そのような警備が実施されている船舶については、海賊に乗っ取られた事案は1件も発生していない。このような状況において、同様の警備が実施されていない日本船舶については、逆に標的とされるおそれが高まっている。ソマリア海域を航行する日本船舶の中には、原油タンカーのように、国民生活にとって不可欠な輸入に依存せざるを得ない物資を輸送する船舶であって海賊行為による被害を受けやすい船舶が含まれるが、日本船舶においては、我が国の法令が適用されるため、銃砲刀剣類所持等取締法の規定により銃砲の所持や発射が禁止され、武器を用いた海賊の襲撃時においても、小銃を用いた警備を実施することができない。したがって、原油等の物資の輸送の用に供し、かつ、海賊行為による被害を受けやすい日本船舶について、海賊行為が多発している一定の海域における小銃及び実包の所持並びに海賊襲撃時における小銃の使用を認めるための法制度を設けることが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【名称】海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案</p> <p>【関係条項とその内容】特定警備実施要領(第3条)、特定警備計画の認定(第4条～第6条)、特定警備に従事する者の確認等(第7条～第10条)、特定警備の実施等(第11条～第20条)、報告徴収・立入検査(第21条・第22条)</p>
想定される代替案	海賊多発海域における小銃の所持及び海賊襲撃時における小銃の使用を認めるための法制度の設計として、国土交通大臣による確認等や義務規定を定めるものであることから、有効な代替案を想定しがたく、代替案は設けないこととする。	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
(遵守費用)	特定警備計画の作成や認定申請等に係る費用、特定警備に従事する者についての確認申請等に係る費用、特定警備の実施に関する計画の作成・届出に係る費用のほか、特定警備の実施の際に、小銃等の亡失・盗難時の船長による届出に係る費用等が発生する。	
(行政費用)	特定警備実施要領の策定や特定警備計画の認定、特定警備に従事する者の確認に係る費用のほか、特定日本船舶の入港時の船内確認や認定船舶所有者に対する行政処分に係る費用が生ずる。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	民間の警備員が小銃を用いた警備を実施している外国船舶においては海賊による乗り込まれ事案・乗っ取り事案が発生していない状況に鑑みれば、当該規制案により、特定警備計画に基づき特定警備を行う日本船舶において、海賊の著しい接近時等に、小銃による警告等を行うことを可能とすることは、海賊行為による被害発生を阻止に大きく寄与するものといえる。これにより、原油タンカー等の日本船舶の航行の安全が確保され、当該日本船舶による国民生活に不可欠な原油等の物資の安定的な輸送が確保されることとなり、我が国の経済安全保障上、便益は極めて大きいといえる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	当該規制案により、認定船舶所有者、特定日本船舶の船長及び国土交通大臣等に一定程度の費用が発生するが、上記の通り、得られる便益は極めて大きいことから、便益は費用を大きく上回るものと考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	なし	
レビューを行う時期又は条件	本法律施行後5年を経過した場合において、本法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしていることから(附則第2項関係)、平成30年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。	
備考		